

# 新浜ポンプ場改築事業

## 入札説明書

2022年（令和4年）1月

福山市上下水道局

## 目 次

1	本書の位置づけ .....	- 1 -
2	本事業に関する事項 .....	- 1 -
2-1	事業名称.....	- 1 -
2-2	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類 .....	- 1 -
2-2-1	公共施設等の名称.....	- 1 -
2-2-2	公共施設等の種類.....	- 2 -
2-3	公共施設等の管理者 .....	- 2 -
2-4	事業目的.....	- 3 -
2-5	本事業の業務内容 .....	- 3 -
2-5-1	設計・施工に係る業務 .....	- 3 -
2-5-2	維持管理・運營業務.....	- 4 -
2-5-3	維持管理・運營業務範囲の拡張.....	- 4 -
2-6	事業方式.....	- 5 -
2-7	事業期間.....	- 6 -
2-7-1	本ポンプ場等に係る設計期間 .....	- 6 -
2-7-2	本ポンプ場等に係る施工期間 .....	- 6 -
2-7-3	本事業に係る維持管理・運営期間 .....	- 6 -
2-7-4	本事業の維持管理・運營業務の拡張の事業期間 .....	- 7 -
2-7-5	事業者への支払い.....	- 8 -
2-7-6	遵守すべき法令等.....	- 8 -
2-8	本事業の事業費.....	- 8 -
2-8-1	設計・施工に係る事業費上限額.....	- 8 -
2-8-2	維持管理・運営に係る事業費上限額 .....	- 8 -
3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	- 9 -
3-1	事業者の募集及び選定の方法.....	- 9 -
3-2	入札等に関する事務を担当する部局.....	- 9 -
3-3	募集及び選定スケジュール .....	- 10 -
3-4	応募者の入札参加資格要件 .....	- 11 -
3-4-1	応募者の構成.....	- 11 -
3-4-2	応募者の入札参加資格要件 .....	- 12 -
3-4-3	応募者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い .....	- 16 -
3-5	落札者の選定に関する事項 .....	- 18 -

3-5-1	事業者選定委員会の設置	- 18 -
3-5-2	落札者決定基準	- 18 -
3-5-3	落札者の選定方法	- 18 -
3-5-4	提出書類の取扱い・著作権等	- 19 -
3-6	入札説明書等の公表（入札公告）	- 20 -
3-7	入札説明書等に関する質問及び回答	- 20 -
3-7-1	入札説明書等に関する質問書の提出期限	- 20 -
3-7-2	入札説明書等に関する質問への回答	- 20 -
3-8	入札参加資格審査に係る手続き等	- 21 -
3-8-1	入札参加資格審査書類の提出	- 21 -
3-8-2	入札参加資格審査結果の通知	- 21 -
3-8-3	入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	- 21 -
3-9	技術審査に係る手続き等	- 22 -
3-9-1	技術提案書及び見積書の提出	- 22 -
3-9-2	技術対話の実施	- 23 -
3-9-3	技術提案書及び見積書の改善	- 23 -
3-9-4	改善技術提案書及び改善見積書の提出	- 24 -
3-9-5	技術提案の審査・評価及び技術審査結果の通知	- 25 -
3-10	価格審査に係る手続き等	- 25 -
3-10-1	入札書の提出	- 25 -
3-10-2	入札執行（開札）の日時及び場所	- 26 -
3-10-3	入札に関する事項	- 26 -
3-11	総合評価に係る手続き等	- 27 -
3-11-1	落札者の決定方法	- 27 -
3-11-2	予定価格の作成方法	- 28 -
3-11-3	低入札価格調査	- 28 -
3-11-4	審査結果の通知及び公表	- 28 -
3-11-5	審査結果に係る説明の請求	- 28 -
3-12	落札者決定後の手続き	- 29 -
3-12-1	基本協定の締結	- 29 -
3-12-2	S P Cの設立	- 29 -
3-12-3	基本契約の締結	- 29 -
3-12-4	工事請負契約の締結	- 29 -
3-12-5	維持管理・運營業務委託契約の締結	- 29 -

4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 30 -
4-1	想定されるサービスの水準・仕様	- 30 -
4-2	責任分担及びその考え方	- 30 -
4-2-1	責任分担の考え方	- 30 -
4-2-2	想定されるリスクの分担	- 30 -
4-3	事業の実施状況のモニタリング	- 30 -
4-3-1	設計・施工段階	- 30 -
4-3-2	維持管理・運営段階	- 31 -
4-3-3	事業期間の終了段階	- 31 -
4-4	事業者の責任の履行確保に関する事項	- 32 -
4-4-1	工事請負契約の契約方式	- 32 -
4-4-2	入札保証金	- 32 -
4-4-3	入札違約金	- 32 -
4-4-4	契約保証金の納付等	- 32 -
4-4-5	保険	- 32 -
5	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 33 -
5-1	立地に関する事項	- 33 -
5-2	本事業の計画概要	- 33 -
5-2-1	計画概要	- 33 -
6	各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 35 -
7	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	- 35 -
8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 35 -
8-1	法制上及び税制上の措置に関する事項	- 35 -
8-2	財政上及び金融上の支援に関する事項	- 35 -
8-2-1	交付金等の取り扱い	- 35 -
8-2-2	その他財政上及び金融上の支援	- 35 -
9	その他事業の実施に関する事項	- 36 -
9-1	現地確認	- 36 -
9-1-1	現地確認の受付	- 36 -
9-1-2	現地確認に係る実施要領	- 36 -
9-2	本事業に関する参考資料	- 37 -

添付資料1 現地確認申込書

添付資料2 本事業に関する参考資料の送付願兼誓約書

## 1 本書の位置づけ

---

本入札説明書（以下「本書」という。）は、福山市（以下「本市」という。）が計画する新浜ポンプ場改築事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に公表するものである。

なお、次に掲げる①から⑧の文書は、本書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、提出書類の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遺漏の無いように努めること。

- ① 要求水準書
- ② 落札者決定基準
- ③ 様式集
- ④ 基本協定書（案）
- ⑤ 基本契約書（案）
- ⑥ 工事請負契約書（案）
- ⑦ 維持管理・運營業務委託契約書（案）（本ポンプ場ほか2施設等）
- ⑧ 維持管理・運營業務委託契約書（案）（その他の既設ポンプ場等）

また、入札説明書等と、先に本市が公表した「実施方針」「要求水準書（案）」「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問に対する回答との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

## 2 本事業に関する事項

---

### 2-1 事業名称

---

新浜ポンプ場改築事業

### 2-2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

---

本事業の対象となる施設は、以下に挙げる施設を第1フェーズとして事業を開始し、段階的に維持管理・運營業務範囲を拡張する予定である。

#### 2-2-1 公共施設等の名称

---

本事業の対象施設は、以下に示す14か所の雨水排水施設と1箇所の排水樋門を合わせた計15施設を対象とする。

- ① 新浜ポンプ場
- ② 中央ポンプ場

- ③ 中央雨水滞水池
- ④ 三吉ポンプ場
- ⑤ 常石ポンプ場
- ⑥ 加屋川排水機
- ⑦ 小山新涯ポンプ場
- ⑧ 相方1号排水機
- ⑨ 田尻町沖新涯排水機
- ⑩ 田尻町沖新涯樋門
- ⑪ 堤防沿川排水機
- ⑫ 竹ヶ端排水機
- ⑬ 草戸排水機
- ⑭ 後地川排水機
- ⑮ 小桜ポンプ場

## 2-2-2 公共施設等の種類

---

### (1) 合流式雨水ポンプ場

合流式雨水ポンプ場は、前項に示す施設のうち、①②④の計3施設である。

### (2) 分流式雨水ポンプ場

分流式雨水ポンプ場は、前項に示す施設のうち、⑤から⑨、⑪から⑮の10施設である。

### (3) その他

その他の施設としては、③の雨水滞水池と⑩の排水樋門の2施設である。

## 2-3 公共施設等の管理者

---

福山市上下水道事業管理者 小林 巧平

## 2-4 事業目的

---

新浜ポンプ場（以下「本ポンプ場」という。）は、1959年（昭和34年）に供用を開始した合流式下水道区域のポンプ場で、供用開始から60年以上が経過している。施設・設備の状態は老朽化が著しく、かつ現行の耐震基準も満足していない。この状況を踏まえ、平成26年度に実施した「新浜ポンプ場長寿命化計画策定業務委託」において、土木建築施設を含めた建替えを行うこととした。

本ポンプ場の改築事業の実施に当たっては、平成30年度に実施した「新浜ポンプ場更新事業に係るPPP/PFI手法導入可能性調査業務委託」の検討結果より、民間事業者（以下「事業者」という。）の技術的能力及び運営能力を活用し、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的として、本ポンプ場の改築に係る設計・施工に加え、本ポンプ場のほか福山市上下水道局が管理する雨水排水施設の維持管理を一体的に行うこととした。

なお、維持管理の対象施設は、段階的に取込むこととし、最終的に54施設を一体的に管理する。

また、段階的な取込みは、各フェーズを5年間で区切り、第1フェーズから第4フェーズで構成する。本事業の対象施設は、第1フェーズとし、本ポンプ場、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池（以下「本ポンプ場ほか2施設」という。）のほか、既設ポンプ場の12施設（以下「その他の既設ポンプ場」という。）を加え、15施設を対象とする。

## 2-5 本事業の業務内容

---

### 2-5-1 設計・施工に係る業務

---

設計・施工に係る業務の対象は、既設の本ポンプ場（以下「既設本ポンプ場」という。）の撤去、既設本ポンプ場を撤去後に設置する新設ポンプ場（以下「新設本ポンプ場」という。）の建設、本ポンプ場の事業用地内の場内整備（以下「事業用地内の場内整備」という。）及び事業用地外の下水道管渠の耐震補強である。これらの対象施設を総称して「本ポンプ場等」という。

#### (1) 設計業務

- ① 既設本ポンプ場の設計業務（撤去）
- ② 新設本ポンプ場の設計業務
- ③ 事業用地内の場内整備の設計業務
- ④ 事業用地外の下水道管渠の耐震補強の設計業務

## (2) 施工業務

- ① 既設本ポンプ場の施工業務（撤去）
- ② 新設本ポンプ場の施工業務
- ③ 事業用地内の場内整備の施工業務
- ④ 事業用地外の下水道管渠の耐震補強の施工業務

### 2-5-2 維持管理・運営業務

---

維持管理・運営に係る業務の対象は、本ポンプ場ほか2施設及び各敷地内の維持管理・運営（以下、これらの対象施設を「本ポンプ場ほか2施設等」という。）と、その他の既設ポンプ場及び各敷地内の維持管理・運営（以下、これらの対象施設を「その他の既設ポンプ場等」という。）である。

#### (1) 本ポンプ場ほか2施設等の維持管理・運営業務

本ポンプ場ほか2施設等の維持管理・運営業務の委託レベル<sup>\*1</sup>は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 既設本ポンプ場ほか2施設等 : 維持管理・運営業務（委託レベル1）
- ② 新設本ポンプ場ほか2施設等 : 維持管理・運営業務（委託レベル3）

※1\_委託レベルの定義は、「新浜ポンプ場改築事業 要求水準書」1-3項に示す。  
以下同じ。

#### (2) その他の既設ポンプ場等

その他の既設ポンプ場等の維持管理・運営業務の委託レベルは、以下に掲げるとおりとする。

- ① その他の既設ポンプ場等 : 維持管理・運営業務（委託レベル1）

### 2-5-3 維持管理・運営業務範囲の拡張

---

本事業の維持管理・運営業務においては、2-2-1項に示す施設のほか、段階的に39施設の雨水排水施設を取込み、拡張する予定である。

段階的な取込みとしては、各フェーズで以下に示す施設の追加を予定しており、最終的な維持管理・運営業務の対象施設数は、54施設を対象とする。

なお、第2フェーズ以降の雨水排水施設の取込みに当たっては、各フェーズの維持管理・運営業務開始の2か年度程度前から調整に入り、段階的に拡張予定の雨水排水施設を取込むことを前提として協議を行う。

また、各フェーズの取込み対象施設に対して、改築更新又は耐震補強の実施に遅れ等



が生じた場合には、対象施設の箇所数等の変更を行う。

(1) 第2フェーズ

① 対象施設：第1フェーズの施設に加え、16施設を追加

(2) 第3フェーズ

① 対象施設：第2フェーズの施設に加え、12施設を追加

(3) 第4フェーズ

① 対象施設：第3フェーズの施設に加え、11施設を追加

## 2-6 事業方式

---

本事業の事業方式は、設計、施工及び維持管理・運營業務を一体的に行う DBO 方式 (Design Build Operate) で実施する。本市は、本ポンプ場の設計・施工に係る資金を調達し、本ポンプ場を所有する。

本事業の落札者は、各種契約を締結し、2-5-1項に示す設計・施工に係る業務を行うこと。

また、2-5-2項に示す維持管理・運營業務を行うこと。

なお、維持管理・運營業務の実施に当たり、特別目的会社 (SPC : Special Purpose Company (以下「SPC」という。)) の設置については、事業者からの提案によることとし、必須条件としない。

## 2-7 事業期間

設計、施工及び維持管理・運營業務に係る事業期間を表2-1に示す。

表2-1 事業期間

項目	内容/経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21	2040 R22	2041 R23	2042 R24	2043 R25	2044 R26	2045 R27	2046 R28	2047 R29	2048 R30	2049 R31	
契約締結	各種契約の締結	●																												
設計業務	本ポンプ場等の設計		■																											
施工業務	本ポンプ場等の施工			■	■	■	■	■	■	■																				
維持管理・ 運營業務	本ポンプ場 ほか2施設等	既設 (委託レベル1)	■																											
		新設(改築後) (委託レベル3)										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	その他の 既設ポンプ場等	第1フェーズ (委託レベル1)		■	■	■	■	■																						
		第2フェーズ							■	■	■	■	■																	
		第3フェーズ												■	■	■	■	■												
		第4フェーズ																	■	■	■	■	■							

※1\_表中の西暦及び和暦は年度を示す。

### 2-7-1 本ポンプ場等に係る設計期間

本ポンプ場等の設計は、設計・施工に係る工事請負契約を締結した日から 2024 年（令和6年）3月31日までに完了すること。

### 2-7-2 本ポンプ場等に係る施工期間

本ポンプ場等の施工は、前項で示す実施設計完了後から 2030 年（令和12年）3月31日までに完了すること。

なお、実施設計の部分引渡しがある場合は、当該業務の部分引渡しが完了したのから順次施工着手を行ってよい。

### 2-7-3 本事業に係る維持管理・運営期間

本ポンプ場ほか2施設等及びその他の既設ポンプ場等の維持管理・運営期間は、以下のとおりとする。

#### (1) 本ポンプ場ほか2施設等の維持管理・運営期間

- ① 本ポンプ場ほか2施設等の維持管理・運営期間は、2023年（令和5年）4月1日から2050年（令和32年）3月31日までとする。

- ② 維持管理・運營業務委託契約を締結した日から 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日までは、引継期間とする。なお、引継期間の間は、業務委託費の支払いは発生しないものとする。

## (2) その他の既設ポンプ場等の維持管理・運営期間

- ① その他の既設ポンプ場等の維持管理・運営期間は、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から 2028 年（令和 10 年）3 月 31 日までとする。
- ② 維持管理・運營業務委託契約を締結した日から 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日までは、引継期間とする。なお、引継期間の間は、業務委託費の支払いは発生しないものとする。
- ③ その他既設ポンプ場等の第 2 フェーズ以降の維持管理・運營業務は、今回の業務範囲に含まれない。
- ④ その他の既設ポンプ場等の第 2 フェーズ以降の維持管理・運營業務の継続については、第 1 フェーズの維持管理・運營業務の終了日の 2 か年度程度前から調整に入り、当該業務の継続を前提として協議を行う。なお、本市は特別の理由がない限り、第 2 フェーズ以降の維持管理・運營業務に対し、当該維持管理・運営事業者と随意契約を行うことを予定している。

## 2-7-4 本事業の維持管理・運營業務の拡張の事業期間

---

2-5-3 項の（1）から（3）に示す第 2 フェーズ以降の事業期間は、以下に示す期間を予定している。

### (1) 第2フェーズ

- ① 維持管理・運営期間  
：2028 年（令和 10 年）4 月 1 日から 2033 年（令和 15 年）3 月 31 日まで

### (2) 第3フェーズ

- ① 維持管理・運営期間  
：2033 年（令和 15 年）4 月 1 日から 2038 年（令和 20 年）3 月 31 日まで

### (3) 第4フェーズ

- ① 維持管理・運営期間  
：2038 年（令和 20 年）4 月 1 日から 2043 年（令和 25 年）3 月 31 日まで

## 2-7-5 事業者への支払い

---

本市は、事業者が実施する設計・施工業務及び維持管理・運營業務に係る対価の支払を行う。支払等は以下のとおりである。

### (1) 設計・施工業務

本市は事業者に対して、本業務の設計及び施工業務に係る対価を設計・施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して支払う。ただし、各会計年度における請負代金の支払の限度額は、当該会計年度の出来高予定額の10分の9以内の額とする。

なお、事業者は、会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の10分の2.5を超えない範囲内において前払金の支払を本市に請求することができる。この場合において、前会計年度末における出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、事業者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

### (2) 維持管理・運營業務

本市は、維持管理・運營業務に係る対価に対して、毎月1回支払う。

## 2-7-6 遵守すべき法令等

---

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

なお、詳細は要求水準書に示す。

## 2-8 本事業の事業費

---

### 2-8-1 設計・施工に係る事業費上限額

---

設計・施工に係る事業費上限額は、以下のとおりとする。

7,671,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2-8-2 維持管理・運営に係る事業費上限額

---

維持管理・運営に係る事業費上限額は、以下のとおりとする。

1,893,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3 事業者の募集及び選定に関する事項

---

#### 3-1 事業者の募集及び選定の方法

---

事業者の募集は、公平性、透明性の確保及び事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札方式で行う。

事業者の選定は、資格審査と技術審査及び価格審査により実施する。資格審査は、事業者が本書で示す入札参加資格要件に足る資格を有しているかどうかを確認する。技術審査及び価格審査は、技術提案書に対して、技術的観点からの評価と入札価格に対する評価により総合的に評価し、事業者を選定する。

#### 3-2 入札等に関する事務を担当する部局

---

##### (1) 本事業に関する担当部局

担当部局 : 福山市上下水道局施設部施設整備課  
郵便番号 : 720-0004  
住 所 : 広島県福山市御幸町中津原 158  
(中津原浄水場内水質管理センター 2 F)  
電話番号 : 084-955-1180  
電子メール : s-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

##### (2) 入札等に関する担当部局

担当部局 : 福山市上下水道局経営管理部管財契約課  
郵便番号 : 720-8526  
住 所 : 広島県福山市古野上町 15 番 25 号 (福山市上下水道局 2 階)  
電話番号 : 084-928-1503  
電子メール : kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

### 3-3 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、次に示す日程とする。

なお、変更がある場合は、適宜情報を公開する。

時 期	内 容
2022年（令和4年）1月28日（金）	入札公告
2022年（令和4年）2月10日（木）	入札参加資格に関する質疑の締切り
2022年（令和4年）2月18日（金）	入札参加資格に関する質疑に対する回答の公表
2022年（令和4年）2月25日（金）	入札参加資格審査書類の受付締切り
2022年（令和4年）3月3日（木）	入札説明書等に関する質疑の締切り
2022年（令和4年）3月4日（金）	入札参加資格審査の結果の通知
2022年（令和4年）3月25日（金）	入札説明書等に関する質疑に対する回答の公表
2022年（令和4年）4月27日（水）	技術提案書及び見積書の提出の締切り
2022年（令和4年）5月25日（水） 2022年（令和4年）5月26日（木）	技術対話の実施（プレゼンテーション含む）
2022年（令和4年）6月8日（水）	技術提案内容に対する改善通知
2022年（令和4年）7月13日（水）	改善技術提案書及び改善見積書の提出の締切り
2022年（令和4年）8月10日（水）	技術審査の結果の通知
2022年（令和4年）8月25日（木）	入札書の提出の締切り
2022年（令和4年）8月26日（金）	入札執行（開札）
2022年（令和4年）9月14日（水）	落札者の決定
2022年（令和4年）9月21日（水）	基本協定の締結
2022年（令和4年）9月下旬から適時	各契約の締結

### 3-4 応募者の入札参加資格要件

---

本事業の競争に参加する者（以下「応募者」という。）は、入札参加資格審査の受付締切日までに入札参加資格要件を全て満たすこと。

また、本市は、応募者の入札参加資格要件の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

#### 3-4-1 応募者の構成

---

- ① 応募者は、本事業を遂行するために、SPCの設置の有無に対する裁量権を有するものとし、SPCの設置を必須としない。なお、SPCを設置する場合には、SPCに出資する企業（以下「構成企業」という。）及びSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成すること。
- ② 応募者は、以下の役割を果たす企業から構成すること。ただし、1社が複数の役割を果たすことを妨げない。
  - ア 本ポンプ場等の設計を行う企業
  - イ 本ポンプ場等の施工を行う企業
  - ウ 本ポンプ場ほか2施設等及びその他の既設ポンプ場等の維持管理を行う企業
  - エ 本ポンプ場ほか2施設等及びその他の既設ポンプ場等の運営を行う企業
- ③ 応募者を構成する企業数は、制限を設けない。
- ④ 応募者は、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続きを行うこととする。なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。
- ⑤ 応募者は、代表企業から統括責任者を選任し、設計・施工業務期間を通して、本市との窓口を担い、各種調整を行うこと。
- ⑥ 応募者は、応募に当たって、各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。代表企業をはじめ、各種役割を担う企業（以下「構成員」という。）の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑦ 応募者は、本ポンプ場等の施工を行う企業から代表企業を定めること。また、代表企業は本事業に係る応募手続きに加え、各種協議及び契約締結までの一切の窓口を担い、調整を行うこと。
- ⑧ 維持管理・運営業務を複数の企業で実施する場合は、統括する企業を代表企業（以下「維持管理・運営に係る代表企業」という。）として定めることとし、維持管理・運営に係る代表企業から統括責任者を選任し、維持管理・運営業務期間中を通して、本市との窓口を担い、調整を行うこと。

- ⑨ 応募者を構成する構成企業又は構成員のいずれかが、他の応募者の構成企業又は構成員となることはできない。
- ⑩ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑪ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアとイのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### 3-4-2 応募者の入札参加資格要件

---

応募者の主要な入札参加資格要件は、以下のとおりである。

(1) 共通の入札参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- ② 公告の日から落札者の決定の日までにおいて、次に掲げる事項に該当しないものであること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を含む。）であること。
  - イ 福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年（平成6年）11月17日）において、指名除外又は指名保留期間中であること。
- ③ 福山市に納付すべき市税等（水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を含む。）の滞納がない者であること。



- ④ 応募者を構成する企業のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・株式会社東京設計事務所
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

## (2) 設計・施工業務を行う企業の入札参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、設計・施工業務を行う企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

### 1) 設計業務を行う企業

- ① 2021年度（令和3年度）・2022年度（令和4年度）福山市測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の登録を受けていること。
- ② 以下に挙げるアからイのいずれかを満たす設計に係る管理技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。
  - ア 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道部門ー下水道」とする。）の資格を有する者であること。
  - イ RCCM（選択部門は下水道とする。）の資格を有する者であること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 建築担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。
- ⑤ 2006年度（平成18年度）以降、国、地方公共団体又は地方公営企業が発注した、下水道法のポンプ場に係る実施設計業務の元請としての履行実績を有していること。

### 2) 施工業務を行う企業

#### ① 共通

ア 土木・建築、機械、電気の各工事において、各工事を担当する構成企業又は構成員が当該工事期間中に監理技術者を本工事に専任で配置すること。

イ 施工業務を行う企業が設計業務を行う場合は、前項の1)の②、③及び④の要件を満たすこと。ただし、③及び④の要件については、別途設計企業に委託を

行うことで対応してもよい。また、前項1)の②に示す技術士の部門及び RCCM の選択部門は、以下に掲げる部門でもよい。

(ア) 技術士は建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は総合技術監理部門は建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれかの資格を有する者であること。

(イ) RCCM の選択部門は鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれかの資格を有する者であること。

## ② 土木・建築

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事及び建築一式工事の登録を受けていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格審査申請時に提出したもの。以下同じ。）における総合評定値が、土木一式工事の総合評定値が 1,000 点以上、かつ建築一式工事の総合評定値が 1,050 点以上であること

ウ 国、地方公共団体又は地方公営企業が発注した、下水道法のポンプ場の土木及び建築部分の建設工事を、元請として 2006 年度（平成 18 年度）以降に完成させた施工実績があること。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない（共同企業体の代表企業を除く。）。なお、ここでいう施工実績の定義は、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事（全体施設に対し過半の改築）も実績として認める。

## ③ 機械

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において機械器具設置工事の登録を受けていること。

イ 国、地方公共団体又は地方公営企業が発注した、下水道法の終末処理場又はポンプ場において、主ポンプ設備の設置工事を元請として 2006 年度（平成 18 年度）以降に完成させた施工実績があること。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない（共同企業体の代表企業を除く。）。なお、ここでいう施工実績の定義は、補修工事及び修繕工事の実績を含まない。

#### ④ 電気

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する電気工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において電気工事の登録を受けていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経審の総合評定値通知書における総合評定値が、電気工事の総合評定値が 960 点以上であること。

ウ 国、地方公共団体又は地方公営企業が発注した、下水道法の終末処理場又はポンプ場において、次に掲げる（ア）及び（イ）の工事を、元請として 2006 年度（平成 18 年度）以降に完成させた施工実績があること。ただし、同一の工事である必要はない。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない（共同企業体の代表企業を除く。）。なお、ここでいう施工実績の定義は、補修工事及び修繕工事の実績を含まない。

（ア）水処理又は汚泥処理に係る電気設備工事（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。）

（イ）高圧受変電設備工事（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る。）

#### (3) 維持管理・運営業務を行う企業の入札参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、維持管理・運営業務を行う企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

① 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において登録されていること、又は 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において、機械器具設置工事若しくは電気工事のいずれかの登録を受けていること。

② 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

③ 2006 年度（平成 18 年度）以降、下水道法上の終末処理場又はポンプ場において、維持管理又は運営業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、維持管理又は運営業務を実施した実績が入札日において 1 年以上あること。

#### (4) 共同企業体を結成する場合の入札参加資格要件

##### 1) 設計・施工業務

設計・施工業務の実施において、特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を結成する場合には、建設JVの構成員のうち、土木・建築、機械、電気の各工事を担当する構成員の全てが（2）の2）の①から④のアに示す要件を満たしていること。②から④のイ、ウについては、各工事を担当する構成員のうち、いずれかが満たしていること。

また、代表企業については、担当する工事において、②及び④のアからウの全て、又は③のア及びイの要件を満たしていること。

なお、設計業務を行う企業が建設JVの構成員となる場合は、（2）の1）に示す要件を全て満たすこと。一方で、施工業務を行う企業が設計業務を行う場合は、（2）の2）のイに示す要件を満たしていること。

##### 2) 維持管理・運營業務

維持管理・運營業務の実施において、維持管理・運營業務共同企業体（以下「維持管理・運営JV」という。）を結成する場合には、維持管理・運営JVの構成員の全てが（3）の①に示す要件を満たしていること。

なお、維持管理・運営に係る代表企業については、①から③の全ての要件を満たしていること。

#### (5) SPCを設置する場合の入札参加資格要件

維持管理・運營業務を実施するに当たり、SPCを設置する場合は、前項の要件に対し、「構成員」を「構成企業又は協力企業」と読替え適用する。

### 3-4-3 応募者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い

#### (1) 入札参加資格審査書類の提出期限の翌日から改善技術提案書及び改善見積書の提出期限までの間に入札参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類の提出期限の翌日である2022年（令和4年）2月26日（土）から改善技術提案書及び改善見積書の提出期限である2022年（令和4年）7月13日（水）までの間に応募者が入札参加資格を喪失した場合の取扱いは、以下に掲げるとおりとする。

##### 1) 代表企業が入札参加資格を喪失した場合

代表企業が3-4-2項に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者を落札者決定の審査対象から除外する。

**2) 代表企業以外の構成員、構成企業又は協力企業が入札参加資格を喪失した場合**

代表企業以外の構成員、構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者が入札参加資格を欠いた構成員、構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員、構成企業又は協力企業を補充することができる。この場合、本市は当該企業が請負、又は受注する予定であった業務について、入札参加資格等の確認をした上で、承諾した場合は、各企業の役割分担の変更、構成員、構成企業又は協力企業の追加を認める。

なお、入札参加資格を失った構成員、構成企業又は協力企業は応募者から除外する。

**(2) 改善技術提案書及び改善見積書の提出期限の翌日から落札者決定の通知日までの間に入札参加資格を喪失した場合**

改善技術提案書及び改善見積書の提出期限の翌日である2022年（令和4年）7月14日（木）から落札者決定の通知日である2022年（令和4年）9月14日（水）までの間に応募者が入札参加資格を喪失した場合の取扱いは、以下に掲げるとおりとする。

**1) 応募者を構成する企業が入札参加資格を喪失した場合**

応募者を構成する企業が3-4-2項に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者を落札者決定の審査対象から除外する。

## 3-5 落札者の選定に関する事項

---

### 3-5-1 事業者選定委員会の設置

---

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、事業者選定委員会の公平性を損なう行為をしたものは失格とする。

### 3-5-2 落札者決定基準

---

落札者決定基準による。

### 3-5-3 落札者の選定方法

---

落札者の選定方法としては、入札参加資格に関する審査を実施した後、入札参加資格審査を通過した者（以下「入札資格審査通過者」という。）を対象として、技術審査と価格審査を実施し、総合的な観点から落札者を選定する。

#### (1) 入札参加資格審査

本市は、応募者から提出された入札参加資格審査書類等により、本書で示す入札参加資格要件に照らした資格審査を行う。

なお、入札参加資格審査の結果は、各応募者に通知する。

#### (2) 技術審査

技術審査では、入札資格審査通過者から提出された技術提案書の内容について、要求水準書及び落札者決定基準を基に審査を行う。

#### (3) 技術対話

各応募者から提出される技術提案書を基に、技術対話を実施する。

また、技術対話の内容は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

#### (4) 技術提案及び見積書の改善

技術対話を経て、要求水準書を満たしていない応募者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第 17 条の規定に則り技術提案の改善通知を行い改善技術提案書及び改善見積書の提出を求める。

また、本事業の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

#### (5) 価格審査(入札執行)

技術審査を通過した者（以下「技術審査通過者」という。）を対象として、入札を執行する。

本市は、価格審査として、入札書に記載の金額（以下「入札価格」という。）が予定価格（設計・施工及び維持管理・運営の合計額）の範囲内であり、かつ設計・施工に係る予定価格及び維持管理・運営に係る予定価格の範囲内であることを条件として、技術審査通過者の入札価格を落札者決定基準に示す算定式に基づき点数化して価格点を算出する。

#### (6) 総合評価

総合評価では、技術審査と入札価格の価格審査により総合的な評価を実施し、落札者を決定する。

### 3-5-4 提出書類の取扱い・著作権等

---

#### (1) 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。

なお、本市が審査結果を公表する場合において、各応募者提案のうち、固有の技術内容を含む内容であると判断した時は、当該応募者と事前に協議を行った上で、公表する内容について調整を行う。

#### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

#### (3) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

### 3-6 入札説明書等の公表(入札公告)

---

本事業に係る入札説明書等の公表（入札公告）は、以下に示す時期に本市のホームページにおいて公表する。

公表時期 : 2022年（令和4年）1月28日（金）

### 3-7 入札説明書等に関する質問及び回答

---

入札参加資格及び入札説明書等に関して質問がある場合は、様式集の様式1号「入札参加資格に関する質問書」又は様式2号「入札説明書等に関する質問書」をダウンロードの上、質問内容を簡潔に記載し、3-2項（1）に示す担当部局に電子メールで、期間内に提出すること。

また、民間事業者固有の技術に関する質問等で個別回答を希望する場合は、質問内容欄に【個別回答希望】と付記すること。ただし、当該質問に対して、民間事業者固有の技術に関する質問等に類するものかどうかについて、本市が判断できないものは回答を行わない。

なお、質問は電子メール以外での問合せには応じないので留意すること。

#### 3-7-1 入札説明書等に関する質問書の提出期限

---

(1) 入札参加資格

2022年（令和4年）2月10日（木）午後5時まで

(2) 入札説明書等

2022年（令和4年）3月3日（木）午後5時まで

#### 3-7-2 入札説明書等に関する質問への回答

---

入札説明書等に関する質問への回答は、以下に示す回答期限までに本市のホームページにおいて公表する。

(1) 入札参加資格

回答期限：2022年（令和4年）2月18日（金）

(2) 入札説明書等

回答期限：2022年（令和4年）3月25日（金）



## 3-8 入札参加資格審査に係る手続き等

---

### 3-8-1 入札参加資格審査書類の提出

---

入札参加資格審査書類については、単独企業又は複数の企業で構成されるグループで提出するものとし、グループで応募する場合は代表企業が提出すること。

#### (1) 提出期限

2022年（令和4年）2月25日（金）午後5時まで

#### (2) 提出方法

- ① 提出先 : 3-2項（2）と同じ。
- ② 提出方法 : 持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。
- ③ 受付期間 : 以下に示すとおりとする。

ア 持参により提出する場合

2022年（令和4年）2月21日（月）から同年2月25日（金）までの福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までの間とする。

イ 郵便で提出する場合

同項の（1）の提出期限までに提出先に到達しておくこと。

#### (3) 提出書類及び部数等

- ① 様式 : 様式集の様式3号から様式9-4号による。ただし、様式9-1号から様式9-4号については、基本協定締結後の各契約締結時に併せて提出すること。
- ② 提出部数 : 様式ごとに各1部とする。

### 3-8-2 入札参加資格審査結果の通知

---

応募者から提出される入札参加資格審査書類を基に、本市において入札参加資格を実施し、その結果は、応募者へ郵便をもって通知することとし、以下の期限までに発送する。

結果通知発送期限 : 2022年（令和4年）3月4日（金）

### 3-8-3 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

---

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、本市に対して入札参加資格がないと認め

た理由について、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

本市は、説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

### 3-9 技術審査に係る手続き等

---

#### 3-9-1 技術提案書及び見積書の提出

---

入札資格審査通過者は、入札説明書等に基づき技術提案書及び見積書を提出すること。

##### (1) 提出期限

2022 年（令和 4 年）4 月 27 日（水）午後 5 時まで

##### (2) 提出方法

- ① 提出先 : 3-2 項（2）と同じ。
- ② 提出方法 : 持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。
- ③ 受付期間 : 以下に示すとおりとする。

ア 持参により提出する場合

2022 年（令和 4 年）4 月 20 日（水）から同年 4 月 27 日（水）までの休日を  
除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

イ 郵便で提出する場合

同項の（1）の提出期限までに提出先に到達しておくこと。

##### (3) 提出書類及び部数

- ① 様式 : 様式集のうち、正本は様式 10-1 号から様式 14-2 号による。副本は様式 11-1 号から様式 14-2 号による。
- ② 提出部数 : 正本 1 部、副本 12 部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）3 部を提出すること。
- ③ 作成要領 : 様式集の 4-3-2 項及び 4-3-3 項による。

##### (4) 応募の辞退

入札資格審査通過者が応募を辞退する場合には、様式集の様式 17 号「入札辞退届」を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は、同項の（1）及び（2）と同じとする。

### 3-9-2 技術対話の実施

---

入札資格審査通過者のうち、技術提案書を提出した全ての応募者を対象として、技術対話を実施する。

なお、技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

技術対話については、以下に示す要領で実施する。

#### (1) 技術対話の実施時期

技術対話は、以下の日程で実施する。

なお、技術対話の時間及び開催場所等については、入札資格審査通過者ごとに連絡する。

技術対話実施時期 : 2022年(令和4年)5月25日(水)  
2022年(令和4年)5月26日(木)

#### (2) 技術対話実施要領

入札資格審査通過者を対象として、別途「新浜ポンプ場改築事業に係るプレゼンテーション及び技術対話実施要領」をメールにて通知する。

### 3-9-3 技術提案書及び見積書の改善

---

技術提案書の記載内容について、プレゼンテーション及び技術対話により、要求水準書に定める要件を満たしているかどうかを確認し、要件を満たしていない場合又は要件を満たしていないおそれがある場合には、品確法第17条の規定に則り技術提案の改善通知を行い改善技術提案書及び改善見積書の提出を求める。

#### (1) 改善通知に係る対象範囲

改善通知に係る留意事項を以下に示す。

① 改善通知を行う対象範囲は、以下に掲げる3点とする。また、本市が改善通知を行うに当たっては、以下の3点に対し、どの項目に該当しているかを明確にした上で、書面にて応募者に通知する。

ア 要求水準書を満たしていないと判定した項目

イ 要求水準書を満たしていないおそれがある項目

ウ 提案内容が不明瞭で採点が行えない場合

② 要求水準書を満たしていないと判定した項目、又は要求水準書を満たしていないおそれがある項目に対する改善技術提案内容の取扱いは、その内容が要求水準書を上回る提案であったとしても、要求水準書同等として、加点は行わない。

この考え方としては、要求水準未達による失格を救済するための措置として捉えること。ただし、要求水準書を満たしていないおそれがある項目については、技術対話により、そのおそれが払拭されたと本市が認めた場合、上記①のウと同等として、取扱うものとする。

- ③ 提案内容が不明瞭で採点が行えない項目に対しては、改善通知を出した時点では、採点を行わず、改善技術提案書に対して、採点を行うものとする。

## (2) 改善通知の予定日

2022年（令和4年）6月8日（水）

### 3-9-4 改善技術提案書及び改善見積書の提出

---

技術対話を経て、改善通知を受けた入札資格審査通過者は、改善通知内容に基づき改善技術提案書及び改善見積書を提出すること。

#### (1) 提出期限

2022年（令和4年）7月13日（水）午後5時まで

#### (2) 提出方法

- ① 提出先 : 3-2項（2）と同じ。  
② 提出方法 : 持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。  
③ 受付期間 : 以下に示すとおりとする。

ア 持参により提出する場合

2022年（令和4年）7月6日（水）から同年7月13日（水）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間とする。

イ 郵便で提出する場合

同項の（1）の提出期限までに提出先に到達しておくこと。

#### (3) 提出書類及び部数等

- ① 様式 : 様式集のうち、正本は様式10-1号から様式14-2号、副本は様式11-1号から様式14-2号による。  
② 提出部数 : 正本1部、副本12部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）3部を提出すること。  
③ 作成要領 : 様式集の4-3-2項及び4-3-3項による。

#### (4) 応募の辞退

入札資格審査通過者が応募を辞退する場合には、様式集の様式 17 号「入札辞退届」を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は、同項の（１）及び（２）と同じとする。

### 3-9-5 技術提案の審査・評価及び技術審査結果の通知

---

技術審査では、入札資格審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書に対して、落札者決定基準を基に採点し、評価する。

なお、技術審査結果は、以下の期限までに、入札資格審査通過者ごとに郵便をもって通知する。

結果通知期限：2022 年（令和 4 年）8 月 10 日（水）

### 3-10 価格審査に係る手続き等

---

本市は、価格審査として、入札価格が予定価格（設計・施工及び維持管理・運営の合計額）の範囲内であり、かつ設計・施工に係る予定価格及び維持管理・運営に係る予定価格の範囲内であることを条件として、技術審査通過者の入札価格を落札者決定基準に示す算定式に基づき点数化して価格点を算出する。

#### 3-10-1 入札書の提出

---

##### (1) 提出期限

2022 年（令和 4 年）8 月 25 日（木）午後 5 時まで

##### (2) 提出方法

- ① 提出先：3-2 項（２）と同じ。
- ② 提出方法：持参又は郵送（書留又は簡易書留）による。
- ③ 受付期間：以下に示すとおりとする。

ア 持参により提出する場合

2022 年（令和 4 年）8 月 18 日（木）から同年 8 月 25 日（木）までの休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

イ 郵便で提出する場合

同項の（１）の提出期限までに提出先に到達しておくこと。

### (3) 提出書類及び部数等

- ① 様式 : 様式集の様式 15 号及び様式 16 号による。
- ② 提出部数 : 正本のみ 1 部とする。
- ③ 作成要領 : 以下に示すとおりとする。

様式集の様式 15 号「入札書」及び様式 16 号「入札内訳書」は、封筒に入れ、代表者の印鑑で封印し、入札書在中の旨を記載すること。

また、本事業の事業名及び応募者名を記載して提出すること。

### (4) 入札の辞退

入札資格審査通過者が入札を辞退する場合には、様式集の様式 17 号「入札辞退届」を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は、同項の(1)及び(2)と同じとする。

## 3-10-2 入札執行(開札)の日時及び場所

---

### (1) 入札執行(開札)の日時

2022 年(令和 4 年) 8 月 26 日(金) 午後 1 時 30 分

### (2) 入札執行の場所等

- ① 場 所 : 福山市古野上町 15 番 25 号  
福山市上下水道局本局 2 階中会議室
- ② 開札立会 : 開札の立会いを希望する者は、技術対話の実施時に様式集の様式 18 号「入札執行(開札)立会申請書」を本市の担当者に提出すること。

## 3-10-3 入札に関する事項

---

### (1) 公正な入札の確保

技術審査通過者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。

技術審査通過者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該技術審査通過者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、技術審査通過者は、本市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、本市は契約の解除等の措置をとることがある。

## (2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とする。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- ③ 本書において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- ④ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ⑤ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- ⑥ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- ⑦ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## (3) 入札期日の延期等

天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合においては、本市は、入札期日を延期し、又は入札手続を一時中止することができる。

## 3-11 総合評価に係る手続き等

---

### 3-11-1 落札者の決定方法

---

本市は、落札者を決定しようとするときは、技術審査と入札価格の価格審査により、総合的な評価を実施し、入札価格が予定価格（設計・施工及び維持管理・運営の合計額）の範囲内であり、かつ設計・施工に係る予定価格及び維持管理・運営に係る予定価格の範囲内である入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者の入札価格が著しい低価格であったときは、技術審査通過者のうち、当該入札者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）として、次項に規定する低入札価格調査を実施し、契約の適切な履行が確保されると認められるときに、当該調査対象者を落札者とする。

また、落札者又は調査対象者となるべき最も高い総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者又は調査対象者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市の職員に、くじを引かせるものとする。

### 3-11-2 予定価格の作成方法

---

本市は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めることを理由として、技術提案書（改善技術提案書を含む。）の審査結果を踏まえて、品確法第 19 条の規定に則り、予定価格を定めるものとする。

また、予定価格は本書 2-8-1 項に示す設計・施工に係る事業費上限額及び本書 2-8-2 項に示す維持管理・運営に係る事業費上限額の範囲内で作成する。

なお、予定価格は非公表とする。

### 3-11-3 低入札価格調査

---

本市は、調査対象者に対し、提出期限までに以下に掲げる資料等を提出するよう求めるものとする。

なお、本市が指定した期日までに資料等を提出しない場合及び調査を辞退した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

- ① 低入札価格調査制度用工事費内訳書及び維持管理・運営費内訳書
- ② 協力企業等からの見積書の写し（押印があるものに限る。）
- ③ その他本市が求める資料

### 3-11-4 審査結果の通知及び公表

---

本市は、落札者決定後速やかに、審査結果について、入札資格審査通過者ごとに郵便をもって通知するとともに、本市のホームページで公表する。

### 3-11-5 審査結果に係る説明の請求

---

審査結果について不服のある者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により審査結果について説明を求めることができる。

本市は、説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。



## 3-12 落札者決定後の手続き

---

### 3-12-1 基本協定の締結

---

落札者は、落札者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、本市と基本協定を締結すること。

### 3-12-2 SPCの設立

---

落札者が SPC を設立する場合には、基本協定締結後速やかに、SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として広島県内に設立し、SPC に係る商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

また、SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。応募者を構成する構成企業は全て SPC に出資するとともに、SPC に係る代表企業の株式保有割合を最大とし、SPC 設立時から事業期間を通して 100 分の 50 を超えていること。

なお、SPC を設立しない場合には、この限りではない。

### 3-12-3 基本契約の締結

---

応募者として構成する各企業及び SPC（SPC を設置する場合）は、基本契約を締結すること。

### 3-12-4 工事請負契約の締結

---

応募者として構成する各企業は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の設計・施工に関し、工事請負契約を本市と締結すること。

### 3-12-5 維持管理・運營業務委託契約の締結

---

応募者として構成する各企業又は SPC は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の維持管理・運營業務に関し、本事業に係る維持管理・運營業務委託契約を本市と締結すること。

## 4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

---

### 4-1 想定されるサービスの水準・仕様

---

工事請負事業者及び維持管理・運営事業者は、要求水準書に定める要件及び技術提案書に示した内容等に従って、設計・施工業務及び維持管理・運營業務を行うこと。

なお、SPC を設置する場合は、維持管理・運営事業者の定義に SPC を含むものとする。

### 4-2 責任分担及びその考え方

---

#### 4-2-1 責任分担の考え方

---

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するというものである。

なお、ここでいうリスクを最もよく管理することができるとは、本市と事業者のいずれが以下に掲げる能力を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担するものである。

- ① リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力
- ② リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力

#### 4-2-2 想定されるリスクの分担

---

本市と工事請負事業者及び維持管理・運営事業者のリスク分担は、各契約書（案）に示す。

### 4-3 事業の実施状況のモニタリング

---

#### 4-3-1 設計・施工段階

---

本市は、工事請負事業者による設計・施工業務が要求水準書に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、設計・施工業務のモニタリングを行う。

工事請負事業者は、設計・施工業務に係る完成図書一式及び本市が提出を要求した各種図書を提出し、本市による確認を受けること。

また、設計・施工業務の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けること。

なお、本市は必要に応じて、工事請負事業者に対して進捗状況についての報告を求め

ることができる。業務のモニタリングにより、設計・施工業務の各業務の実施状況等が工事請負契約書、要求水準書で定められた要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていないと判断される場合には、本市は工事請負事業者に改善を命令し、工事請負事業者は自らの負担により必要な措置を講じること。

#### 4-3-2 維持管理・運営段階

---

本市は、維持管理・運営事業者による維持管理・運営業務が要求水準書に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、維持管理・運営業務のモニタリングを行う。モニタリングは、維持管理・運営業務委託契約で定められた頻度、方法に従って行う。

本市は、モニタリングにより確認された維持管理・運営業務の状況について、公開することができる。

また、本施設の維持管理・運営業務のモニタリングにより、維持管理・運営業務の実施状況等が維持管理・運営業務委託契約書、要求水準書で定められた要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていないと判断される場合には、本市は維持管理・運営事業者に改善を命令し、維持管理・運営事業者は自らの負担において必要な措置を講じること。

#### 4-3-3 事業期間の終了段階

---

本市は、事業終了後も本事業の対象施設を継続して使用する。維持管理・運営事業者は、事業期間中、維持管理・運営業務を適切に行うこと。

また、事業期間終了時において、2-2-1項に示す①から③の施設について要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。一方、2-2-1項に示す④から⑮の施設については、事業期間終了時の1年間前までに、事業期間終了時の施設・設備の引渡し状態について協議し、必要な措置について本市又は維持管理・運営事業者が対応を行う。

## 4-4 事業者の責任の履行確保に関する事項

---

### 4-4-1 工事請負契約の契約方式

---

本事業の工事請負契約の契約方式は、受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、総価契約単価合意方式を採用する。

### 4-4-2 入札保証金

---

福山市上下水道局契約規程（昭和 46 年水道企業管理規程第 8 号。以下同じ。）において準用する福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号。以下同じ。）第 25 条第 1 項第 2 号の規定により入札保証金を免除する。

### 4-4-3 入札違約金

---

落札者が 3-1 2 項に示す協定及び契約を締結しないときは、落札決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

### 4-4-4 契約保証金の納付等

---

工事請負事業者は、福山市上下水道局契約規程において準用する福山市契約規則第 6 条に定めるところにより、工事請負契約に係る契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

なお、維持管理・運營業務委託契約に係る契約保証金は求めない。

### 4-4-5 保険

---

工事請負事業者及び維持管理・運營業業者は、各業務期間中に以下の保険に加入すること。

#### (1) 施工業務期間中の保険

工事請負事業者は、工事目的物及び工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

#### (2) 維持管理・運營業務期間中の保険

維持管理・運營業業者は、第三者賠償責任保険等に加入しなければならない。

## 5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

---

### 5-1 立地に関する事項

---

本事業の設計・施工業務の対象である本ポンプ場の立地の概要は、次のとおりである。  
なお、中央ポンプ場，中央雨水滞水池，その他の既設ポンプ場については，要求水準書に示す。

- ① 位置 : 福山市松浜町三丁目 1-59
- ② 用途地域 : 工業地域
- ③ 敷地面積 : 2,657m<sup>2</sup>
- ④ 建ぺい率 : 60%
- ⑤ 容積率 : 200%

### 5-2 本事業の計画概要

---

本事業の概要は，以下に示すとおりである。

#### 5-2-1 計画概要

---

本ポンプ場ほか2施設とその他の既設ポンプ場の計画概要について，以下に示す。

##### (1) 本ポンプ場の計画概要

- ① 集水面積 : 578ha (内 104.12ha) ※1
- ② 降雨強度 : 7年確率 (42mm/時 : 60分降雨強度)
- ③ 計画雨水量 : 9.22m<sup>3</sup>/秒
- ④ 排水能力 (現況) : 計画雨水量と同じ

※1\_新浜排水区の 578ha に対し，104.12ha 分を収集している。

##### (2) 中央ポンプ場の概要

- ① 集水面積 : 578ha (内 473.88ha) ※2
- ② 降雨強度 : 7年確率 (42mm/時 : 60分降雨強度)
- ③ 計画雨水量 : 34.58m<sup>3</sup>/秒
- ④ 排水能力 (現況) : 14.58 m<sup>3</sup>/秒 (No.1 排水ポンプ，No.2 排水ポンプ)

※2\_新浜排水区の 578ha に対し，増補管により 473.88ha 分を収集している。

##### (3) 中央雨水滞水池の概要

- ① 貯留量 : 8,000 m<sup>3</sup>
- ② 高速ろ過 : 約 55 m<sup>3</sup>/分

#### (4) その他の既設ポンプ場の概要

その他の既設ポンプ場の排水能力（現況）を以下に示す。

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ① 三吉ポンプ場    | : 70.0 m <sup>3</sup> /分 |
| ② 常石ポンプ場    | : 27.3 m <sup>3</sup> /分 |
| ③ 加屋川排水機    | : 7.8 m <sup>3</sup> /分  |
| ④ 小山新涯ポンプ場  | : 8.0 m <sup>3</sup> /分  |
| ⑤ 相方1号排水機   | : 2.5 m <sup>3</sup> /分  |
| ⑥ 田尻町沖新涯排水機 | : 10.2 m <sup>3</sup> /分 |
| ⑦ 田尻町沖新涯樋門  | : —                      |
| ⑧ 堤防沿川排水機   | : 24.0 m <sup>3</sup> /分 |
| ⑨ 竹ヶ端排水機    | : 6.7 m <sup>3</sup> /分  |
| ⑩ 草戸排水機     | : 10.4 m <sup>3</sup> /分 |
| ⑪ 後地川排水機    | : 7.8 m <sup>3</sup> /分  |
| ⑫ 小桜ポンプ場    | : 10.0 m <sup>3</sup> /分 |

## 6 各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

---

各種契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 7 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

---

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各種契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

## 8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

---

### 8-1 法制上及び税制上の措置に関する事項

---

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、予定していない。

### 8-2 財政上及び金融上の支援に関する事項

---

#### 8-2-1 交付金等の取り扱い

---

本事業で建設する本ポンプ場等に対しては、下水道事業に係る国の交付金等を活用することを予定している。

#### 8-2-2 その他財政上及び金融上の支援

---

本事業に関するその他財政上及び金融上の支援は、予定していない。

## 9 その他事業の実施に関する事項

---

### 9-1 現地確認

---

#### 9-1-1 現地確認の受付

---

応募者は、本市が指定する本事業の対象施設に対して現地確認を希望する場合は、添付資料1の「現地確認申込書」をダウンロードし、必要事項を記載した上で、3-2項(1)に示す提出先に期間内に電子メールで提出すること。

なお、電子メールの提出期限は以下のとおりとする。

- ① 提出期限 : 2022年(令和4年)2月3日(木)午後5時まで

#### 9-1-2 現地確認に係る実施要領

---

##### (1) 現地確認が可能な施設

現地確認が可能な施設は、以下に示す施設とする。このうち、①から④の現地確認は、②及び③の敷地内に車両を駐車し、①及び④への移動は徒歩によるものとする。

なお、以下に示す施設以外の現地確認は厳に慎むこと。

- ① 新浜ポンプ場
- ② 中央ポンプ場
- ③ 中央雨水滞水池
- ④ 松浜ポンプ場

##### (2) 現地確認可能日

現地確認可能日は、2022年(令和4年)2月9日(水)から2022年(令和4年)2月18日(金)までの期間で、1応募者(1応募グループ)当たり2日間までとし、現地調査時間を午前10時から午後4時までとする。

なお、希望日は、9-1-1項に示す現地確認申込書に第一希望、第二希望及び第三希望を記載し、提出すること。他の応募者の希望日と調整した上で、応募者の代表者(参加者の代表者(窓口))に、本市からメールで通知する。

##### (3) 参加者の人数

参加人数は、1応募者(1応募グループ)当たり8名までとすること。

また、移動に用いる車両数は、2台(小型普通自動車)以内とすること。

##### (4) 現地確認の延期

現地確認については、コロナ禍である状況を鑑み、延期の可能性はある。



なお、現地確認を延期する場合には、本市ホームページで公表する。

## 9-2 本事業に関する参考資料

---

本事業に参画を行う事業者に対しては、参考資料を配布する。

配布を希望する事業者は、添付資料2の「本事業に関する参考資料の送付願兼誓約書」（以下「送付願兼誓約書」という。）に記名押印し、送付願兼誓約書のスキャンデータを3-2項（1）に示す提出先に電子メールで提出すること。

また、電子メールの提出に併せて、送付願兼誓約書を以下に示す期限までに持参又は郵送（書留又は簡易書留）により3-2項（1）に示す提出先に提出すること。

① 提出期限 : 2022年（令和4年）2月10日（木）午後5時まで

② 受付期間 : 以下に示すとおりとする。

ア 持参により提出する場合

2022年（令和4年）2月1日（火）から同年2月10日（木）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間とする。

イ 郵便で提出する場合

同項の①の提出期限までに提出先に到達しておくこと。

## 添付資料1 現地確認申込書

年 月 日

## 新浜ポンプ場改築事業に係る現地確認申込書

福山市上下水道事業管理者 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

新浜ポンプ場改築事業に係る現地確認について、申し込みます。  
なお、現地確認希望日及び現地確認者は、以下のとおりです。

希望順位	希望日	備考
第一希望	2022年（令和4年） 月 日から 月 日	
第二希望	2022年（令和4年） 月 日から 月 日	
第三希望	2022年（令和4年） 月 日から 月 日	

	参加予定者名	所属・部署・役職	備考
参加 予定 者			代表者
		※この欄は代表者以外記載不要	
		※この欄は代表者以外記載不要	
		※この欄は代表者以外記載不要	
		※この欄は代表者以外記載不要	
		※この欄は代表者以外記載不要	
		※この欄は代表者以外記載不要	
		※この欄は代表者以外記載不要	

参加者の代表者（窓口）については、備考欄に「代表者」を付記してください。  
また、代表者（窓口）の電話番号、FAX番号、メールアドレスを以下に明記して下さい。

電話番号 :  
FAX番号 :  
メールアドレス :

添付資料2 本事業に関する参考資料の  
送付願兼誓約書

年 月 日

## 本事業に関する参考資料の送付願兼誓約書

福山市上下水道事業管理者様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

新浜ポンプ場改築事業への参画を行うに当たり、技術提案書を作成するために、参考資料の送付を希望します。

なお、参考資料の取扱いにあたっては、下記事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 市が提供する参考資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
2. 提供された参考資料を本事業に関する技術提案書の作成以外で使用しないこと。また、参考資料が不要になった場合には、全ての資料（保存媒体（CD-R等）、打ち出し紙等）に対して、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに破棄すること。
3. 次ページに示す参考資料の注意事項を踏まえ、技術提案の作成を行うこと。

## 本事業に関する参考資料の一覧

No	資料	参考資料*1	備考
1	基本設計図	○	
2	基本設計検討書（Ⅰ共通編）	○	
3	基本設計検討書（Ⅱ土木編）	○	
4	基本設計検討書（Ⅲ建築編）	○	
5	基本設計検討書（Ⅳ機械編）	○	
6	基本設計検討書（Ⅴ電気編）	○	
7	基本設計検討書（区画割平面図）	○	
8	基本設計検討書（幹線流量計算書）	○	
9	地質調査報告書	○	
10	測量調査報告書	○	
11	上記No.10の測量調査のCADデータ ※12-1ファイルの敷地境界を修正，撤去図面を追加	○	当初配布データから変更
12	維持管理対象施設調書（第1フェーズ15施設）	○	
13	本ポンプ場ほか2施設（既設図面） ※土木・建築図面を追加，不要PE図面を削除	○	当初配布資料から変更
14	維持管理対象施設条件一覧表（既設）	○	
15	本ポンプ場ほか2施設（2020年度から2021年度仕様書）	○	
16	その他参考図面（上水，下水等）	○	
17	本ポンプ場ほか2施設維持管理費（過年度実績）	○	
18	地質調査報告書（中央ポンプ場）		2001年12月
19	地質調査報告書（中央雨水滞水池）H20		平成21年3月
20	地質調査報告書（中央雨水滞水池）H21		平成22年3月
21	土壌調査報告書（中央雨水滞水池）H23		平成23年6月
22	下水道管渠耐震化工事（31-1）竣工図面		
23	下水道管渠耐震化工事（31-1）特記仕様書		
24	下水道管渠総合地震対策報告書（1/2・2/2）H26		平成27年3月
25	下水道管渠総合地震対策調査報告書H26		平成27年3月
26	下水道管渠総合地震対策実施設計図H26		平成27年3月
27	中央ポンプ場完成図書（PM・PE）		
28	中央雨水滞水池詳細設計図書		
29	松浜分水（図面・写真・運用資料）		
30	松浜ポンプ場図面（汚水）		
31	その他既設ポンプ場図面・完成図書・仕様書等		
32	新浜ポンプ場電気図面		
33	新浜ー松浜ポンプ場バイパス函渠図面		
34	保安規程・仕様書		
35	福山市上下水道局業務継続計画R2		令和3年3月
36	合流式下水道改善計画報告書H17		
37	気象データ整理（3か年度）福山市気象観測所		Excelデータ
38	下水道台帳（新浜排水区）		
39	福山市遠方監視設備取替工事（入札公告資料）		令和4年1月21日公告

※1\_参考資料の「○」印は，福山市ホームページに2021年（令和3年）10月20日に公表

した実施方針における配布資料（参考資料）を示す。

注記）参考資料については，以下に掲げる事項に留意すること。

- ✓ 上記参考資料のうち，資料 1 から 6 は，参考として示すものであり，これらの資料を前提とした技術提案を行わず，事業者独自の提案を行うこと。
- ✓ 資料 14 及び 15 は，参考として，現状の維持管理を示したものである。事業者は，この資料に固執せず，ICT 等を積極的に提案し，維持管理体制の省人化及び維持管理の効率化が図れる提案を行うこと。
- ✓ 資料 16 は，上水及び下水などの地下埋設物を示したものであるが，あくまでも埋設位置のおおむね図であることに留意すること。
- ✓ 資料 22 から 26 は，要求水準書 4－7－1 項「流入管渠の耐震補強」に関する参考資料である。また，資料 26 は「下水道管渠総合地震対策実施設計図 H26」において作成された幹線管渠の平面図，縦断図，人孔図等の実施設計図である。